◎ 風が気持ちいい季節になりました ◎

用五則を守りましょう。

道路交通法上、自転車は軽車両と位 置付けられています。したがって、 歩道と車道の区別のあるところは車 道通行が原則です。

則] 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



の車道は左側を通行

自転車は道路の左端に寄って通行し なければなりません。

期13カ月以下の燃役又は5万円以下の断金



(大会) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、 歩行者の通行を妨げる場合は一時停 止しなければなりません。

則】2万円以下の罰金又は料料



② 安全ルールを守る

一飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は 禁止。

(前) 前 5年以下の商投交は 100万円以下の劉金 ※酒に頼った状態で運転した場合



■二人乗りは禁止

6歳未満の子どもを 1人乗せるなどの場 合を除き、二人乗り 禁止。

[m 対] 2万円以下の前金又は料料



■並進は禁止

「並進可」標識のあ る場所以外では、並 進禁止。

[動] 和12万円以下の創金又は利用



■夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び 尾灯 (又は反射器材) をつける。

[III] 第15万円以下の資金



■信号を守る

信号を必ず守る。「歩 行者·自転車専用」 信号機のある場合は、 その信号に従う。

新] 3カ月以下の徴役又は 5万円以下の約金



■交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守 り、狭い道から広い 道に出るときは徐行。 安全確認を忘れずに。

[前 前] 3カ月以下の間投又は 5万円以下の割金



か日子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児 に乗車用ヘルメットをかぶらせるように しましょう。



運転中の携帯電話へのましょう 傘さし運転



同1 5万円以下の町金



章を自転車に固定して運転する 場合、視野が妨げられたり、傘が 歩行者に接触しないように 十分注意して走行してください